

第1 監査対象 財政援助団体等 刈谷市雇用対策協議会

第2 監査期間 令和4年1月31日～2月3日

第3 監査範囲

令和3年4月1日～令和3年12月31日までの経理状況
(必要に応じ令和2年度の経理状況)

第4 監査方法

財政援助団体等から提出された資料について、出納その他の事務が適正に行われているかという点に留意して監査を実施した。

第5 監査結果

おおむね適正に処理されていると認められた。